

です。

法律案」の概要」より)

# 3 POINT

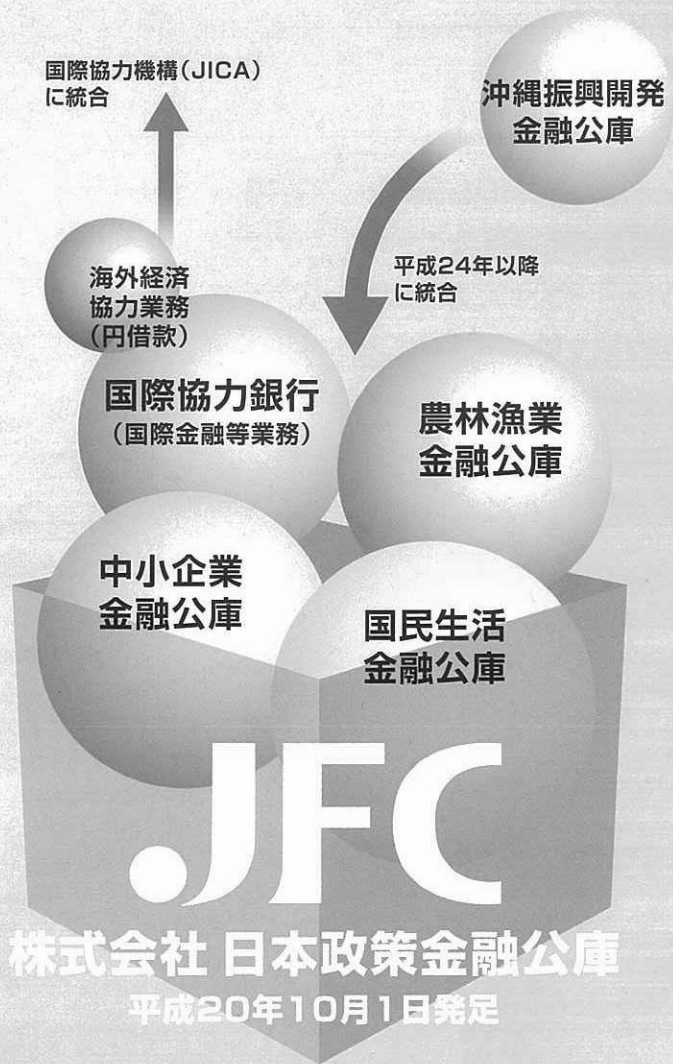
日本政策金融公庫法には、統合した各機関の業務規定をベースに、行政改革推進法における以下のような業務限定を忠実に反映した規定が置かれています。

- 国民一般：  
教育貸付の貸付対象範囲の縮小
- 農林水産業者：  
大企業向け等の食品産業貸付を廃止
- 中小企業者：  
中小企業に関する重要な施策の目的に従って行われるものに限定(一般貸付を廃止)
- 国際金融：  
① 重要資源の開発・取得の促進のためのもの  
② わが国産業の国際競争力の維持・向上のためのもの  
③ 国際金融秩序の混乱への対処に係るもの

の3つの分野に限定

## 日本政策金融公庫の誕生

国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行(国際金融等業務)〈以下「4機関」という。〉は、平成20年10月に株式会社 日本政策金融公庫に統合しました。



- 政策公庫は、4機関の一切の権利義務を承継しました。融資などを利用されている方、及び4機関が発行した債券を所有されている方の利益が損なわれることはありません。
- 政策公庫では、統合する各機関の専門性を活かし、ノウハウを持ち寄り、お客さまへのサービスの向上を図るための取組を進めます。
- 統合により国内3機関の持つ支店は152となりました。主要な支店では、すべての金融サービスの提供が可能です。その他の支店では、テレビ電話等の活用により、各分野の制度について情報提供が可能となり、お客さまの相談窓口が増え、利便性は向上しました。